

## 「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」 重点検討項目①に係る報告（案）

### **重点検討項目①：生物多様性の主流化に向けた取組の強化**

生物多様性の社会への浸透を図り、主流化を進めるためには、生物多様性及び生態系サービスの価値評価に向けた検討を進めるとともに、生物多様性に配慮した事業活動の推進に向けた取組や経済的手法も含めた推進方策について検討を進める必要がある。また、広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等を進めることも重要である。このような観点から、以下の a) から c) の項目について、関係行政機関の取組状況を確認した。

- a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組
- b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組
- c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

#### (1) 環境基本計画における施策の基本的方向

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された愛知目標の達成に向け、我が国として効果的かつ緊急的な施策を進めていく。とりわけ、生物多様性の社会への主流化に向けた取組については、生物多様性地域戦略の策定促進や国連生物多様性の10年に基づく各主体の取組の強化とともに、国際的動向も踏まえつつ、生物多様性と生態系サービスの価値評価に向けた検討や生物多様性の価値を社会に組み込んでいくことについて検討を進めていく。

#### (2) 現状と取組状況

生物多様性の状況は地球規模で悪化をしており、また、我が国の生物多様性の危機も解消されていない。生物多様性の危機への対処に必要な取組を強化・充実していくことが必要であるが、加えて、私たち一人ひとりの日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したりし、行動へと移していくことが重要である。特にCOP10を機に生物多様性という言葉の認識度は高まっているが、それが一時的なものとなることなく、「生物多様性を意識し、行動につなげていく」ということを国民それぞれが自発的に取り組み、社会全体のうねりに高めていくことが必要である。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が地方自治体、事業者、国民などにとって常識となり、それぞれの意思決定や行動に反映される「生物多様性の社会における主流化」が実現されるよう、広報・普及啓発の推進や、生物多様性地域戦略の策定促進や緑の基本計画等の関連戦略・計画における生物多様性への配慮の観点の入れ込み推進、生物多様性の価値評価やその結果の普及・活用、教育・学習・体験の推進、

消費行動の転換の提案等を通じて、生物多様性を社会に浸透させるべく総合的に取組を進めている。

### a) 生物多様性及び生態系サービスの価値評価に関する取組

#### 現状

欧州委員会とドイツが提唱し、平成 22 年度に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）までに一連の報告書がまとめられた「生態系と生物多様性の経済学（TEEB : The Economics of Ecosystems and Biodiversity）」プロジェクトでは、生物多様性や生態系サービスの価値を人々が認識し、意思決定に反映させていくためには、経済的な価値評価により可視化することが有効であると指摘している。また、COP10 で世界銀行を中心として「生態系価値評価パートナーシップ（WAVES）」が立ち上がり、生物多様性や生態系サービスの価値を国の会計制度に組み入れ、各国の経済政策や開発政策に反映させることを目指した研究が進められている。また、科学と政策とのつながりを強化するため平成 24 年 4 月に設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」は、平成 26 年から平成 30 年までの作業計画のなかで、生物多様性及び生態系サービスの地球規模のアセスメントを行っている。

我が国でも TEEB や WAVES の取組の趣旨を踏まえ、生物多様性と生態系サービスの経済的価値評価に関する基本的な考え方、評価手法、国内外の事例の紹介や、様々な地域や項目を対象とした経済的価値の評価を実施している。また、IPBES へは我が国からもアセスメントに専門家を派遣し評価作業に貢献している。

分野ごとの取組も行われている。農林水産業が育んでいる生物多様性について経済的に評価し、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みの構築手法について手引きとして取りまとめた。また、不動産分野においては、生物多様性を含めた環境性能が市場において適正に認識・評価されることを目指して、環境不動産普及のための検討や情報提供が行われている。

#### 取組状況

##### 【生物多様性及び生態系サービスの評価】（環境省）

###### ○生物多様性及び生態系サービスの総合評価（Japan Biodiversity Outlook 2 : JB02）

我が国における生物多様性及び生態系サービスの現状等を国民に分かりやすく伝え、政策決定を支える客観的情報として活用することを目的として、平成 26～27 年度にわが国における過去 50 年間の「生物多様性の損失の要因」、「生物多様性の損失への対策」、「生物多様性の損失の状態」、「人間の福利と生態系サービスの変化」に関する評価を実施した。

図表 1 JB02で得られた結論

		自然の危機									
		第1の危機		第2の危機		第3の危機		第4の危機		第5の危機	
評価の基準	評価結果	生物多様性									
		生物多様性									
生物多様性-生物多様性	①	○	①	○	①	○	①	○	①	○	?
生物多様性-生物多様性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	?
生物多様性-生物多様性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	?

※表中の語句については以下のとおり。

- ・第1の危機は、開発や乱獲等人が引き起こす負の影響要因による生物多様性への影響である。具体的には開発・改変、直接的利用、水質汚濁による影響を含む。
- ・第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小撤退することによる影響である。甲地・甲山等の利用・管理縮小が該当する。
- ・第3の危機は、外来種や化学物質等人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる危機である。
- ・第4の危機は、気候変動等地球環境の変化による生物多様性への影響である。地球温暖化の他、強い台風の頻度増加や降水量の変化等の気候変動、海洋の一次生産の減少及び酸性化等の地球環境の変化を含む。

評価の基準	評価的における影響の大きさ		影響力の種類的傾向が現れる傾向	
	弱い	強め	減少	増加
弱い	○	○	減少	一
中程度	○	○	緩め	一
強め	○	○	増加	一
非常に強い	●	●	無説も強め	一

※視覚記号による表記に当たり捨象される要素があることに注意が必要である。

※評価の破線表示は情報が十分ではないことを示す。

※次表の凡例も同様。

		評価結果		
		過去30年～20年に亘る	過去10年～現在の間	オールヒュース アンダーヒュース
生産サービス	農作物	↓	↑	アンダーヒュース (データより)
	畜産林漁物	↓	↑	アンダーヒュース (アンケートより)
	水資源	↓	↑	オールヒュース (データより)
	淡水	-	→	オールヒュース (アンケートより)
	木材	↓	→	アンダーヒュース (データより)
	紙材料	↓	↑	アンダーヒュース (データより)
調節・制御サービス	気候の調節	-	↑	-
	大量的削減	---	→	---
	水の調節	-	↑	---
	土壌の調節	↓	-	---
	浸透の緩和	↓	→	---
	生物多様性コントロール	---	↑	---
構成・維持サービス	生物・植生	↓	↑	---
	酸素	↓	→	---
	酸素	-	↑	---
	恒常活性・恒常工具	↓	↑	---
	観光・レクリエーション	↓	↑	---
	地盤維持	-	→	---

#### 実現している機能の種類

\*表中の語句については以下のとおり。

実現する機能	
供給	↑
調整	↓
構成	↓
維持	↓
生物多様性による生息環境の保全	---
構成	↑
文化	↓
地盤維持	---
調節	---
蓄積	---

- ・供給サービスとは食糧、燃料、木材、絹維、薬品、水等、農林水産業等を通じてもたらされている人間の生活に貴重な資源を供給するサービスである。
- ・調整サービスとは、森林があることによって気候が緩和されたり、洪水が起こりにくくなったり、水が浄化されたりといった、環境を制御するサービスである。
- ・文化的サービスとは、精神的充足、美的な楽しみ、宗教・社会制度の基盤、レーションの機会等を与えるサービスである。
- ・今次総合評価による有識者向けアンケート調査結果も考慮し、定量的な評価結果の妥当性を検討した。

## ○生物多様性及び生態系サービスの経済価値評価

平成26及び27年度に、全国的な里地里山の保全活動により維持される生物多様性の経済的な価値を、CVMにより算出した。また、平成27年度に、経済的価値評価の手法を環境省施策や企業の生物多様性保全に関する貢献活動の評価へ活用するための方策について検討を行った。

図表 2 里地里山の保全活動により維持される生物多様性の経済的な価値

評価対象	有効回答数 <sup>※1</sup> ／回答数	支払意思額 (1世帯あたり年間 <sup>※2</sup> )	評価額(年間)
全国的な里地里山の保全活動により維持される生物多様性の価値	312／432	中央値 <sup>※3</sup> ：1,111円 平均値 <sup>※4</sup> ：2,657円	約733億円 約1,380億円

※1 有効回答数は、抵抗回答を除いた回答数

※2 アンケートでは里地里山を維持する取り組みが行われている間、毎年継続して支払うものとして質問した結果

※3 統計的にYESとNOの回答が半々となる値。政策を実行する際に過半数の支持を得られるかどうかの境界値

※4 統計的に算出した支払意思額の平均値

出典)環境省「平成27年度経済的手法を用いた生物多様性の価値の主流化等に関する調査検討委託業務報告書」(2015)

図表 3 生物多様性・里地里山に対する認知度と支払意思額の関係

	生物多様性という言葉を 知っているか		里地里山という言葉を 知っているか		全体
	知っている	知らない	知っている	知らない	
有効回答数	167	145	99	213	312
中央値	1,705円	1,123円	2,021円	1,193円	1,411円
平均値	2,981円	2,286円	3,345円	2,359円	2,657円

出典)環境省「平成27年度経済的手法を用いた生物多様性の価値の主流化等に関する調査検討委託業務報告書」(2015)

## 【環境経済の政策研究】(環境省)

環境と経済の調和のための方策やこれを実現するための戦略的な政策を検討するため、環境保全の取組による経済発展への寄与や、経済動向による環境への影響等について調査分析している。

平成24年度から生物多様性及び生態系サービスの価値評価を行い、平成26年度は、研究成果をとりまとめ、生物多様性の価値評価に有効な手法をさらに洗練化するとともに、実証研究によってその有効性を検討した。

平成27年度から平成29年度にかけては、大雪山における野生生物他や施設整備のための利用者負担のあり方や、一部の国立公園で入域料を導入した場合の訪問者数への影響について分析を行うほか、森林の生態系サービスを対象とした生態系勘定フレームワーク構築に向けた検討を行っている。

## 【生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム推進】（環境省）

平成24年1月に設立された「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）」では、「作業計画案 2014-2018」に則り各種アセスメントを推進している。

平成28年の第4回総会では、「花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別アセスメント」及び「生物多様性及び生態系サービスのシナリオとモデルの方法論に関するアセスメント」について、技術報告書の受理及び政策決定者向け要約の承認が行われた。これらのアセスメントには我が国からも専門家を派遣し評価作業に貢献している。

また、IPBESにおける国際的な検討を踏まえて国内の検討を充実化させることを目的として以下の取組を行っている。

- ・自然科学、社会科学の専門家から構成する検討委員会を設置し、各種の情報基盤（社会・経済的変動予測、温暖化の評価・予測等）を活用して、国内における生物多様性・生態系サービスの評価・予測。
- ・既存の観測データ、調査結果を収集・統合し、生物多様性・生態系サービスの評価・予測に資するための情報基盤を整備。
- ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム（IPBES）、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の会議へ専門家を派遣し、評価・予測の進捗や成果を含めた国内の知見・研究成果をインプットし、国際的な議論を主導。

## 【都市の生物多様性指標の策定】（国土交通省）

都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況を地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案、実施、普及啓発等に活用できるよう「都市の生物多様性指標」を策定している。

平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定した。

## 【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組】（国土交通省）

不動産の省エネ・CO<sub>2</sub>削減等に関する環境性能が、市場において適正に認識・評価され、良質なストックへ転換されるよう、有識者委員会を中心に持続的な成長性のシナリオを描いている。

平成25年度より環境不動産普及促進検討委員会を年2回開催し、ビルオーナーとテナントの省エネ・環境配慮を推進する取組であるグリーンリースについて検討を行ってきた。今年度は、グリーンリースの普及に向けた実務的な手引書「グリーンリース・ガイド」をとりまとめ、環境不動産ポータルサイトを通じて一般公開した。

## 【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

農林水産分野における生物多様性保全効果の発揮や、民間による支援活動の拡大

推進のため、農林水産業が育んでいる生物多様性について経済的評価を実施するとともに、生物多様性の保全や利用に向けた活動が促進されるよう評価の活用のあり方を検討している。また、生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、手引き及びパンフレット（農林漁業者向け、企業等向け）として取りまとめている。

平成26年12月、平成28年2月には、農林漁業者と企業等の新たな連携を促すことを目的としたシンポジウムを開催した。

b) 生物多様性に配慮した事業活動の推進や経済的手法も含めた主流化の推進のための取組

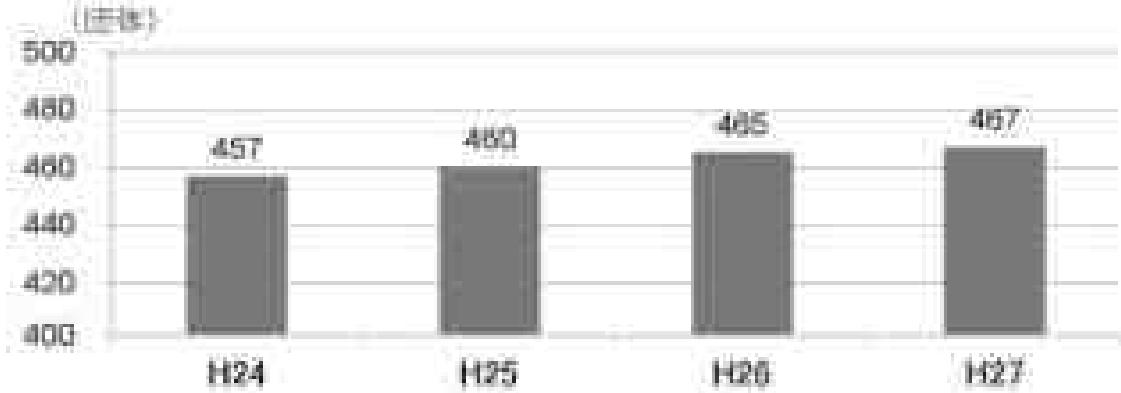
**現状**

事業者の活動は、水、繊維、木材、燃料の供給など多くの自然の恵み（生態系サービス）に支えられている一方で生態系や生物多様性に影響を与えていている。また、事業者は、製品の販売やサービスの提供などを通じて自然の恵みを広く消費者に供給するという役割も担っている。経済社会の上たる担い手である事業者が、生物多様性の重要性を認識し、その保全と持続可能な利用の取組を積極的に進めることは、社会全体の動きを自然共生社会の実現に向けて加速させるだけでなく、自らの事業を将来にわたって継続してくためにも必要である。

我が国では、国や地方公共団体が定める戦略・計画やガイドライン等において、事業者等の役割、取組の在り方などを示すとともに、事業者における先進的な取組事例や国際的動向、自然環境の状況についての基礎調査の結果等を公表することにより、事業者の自主的な取組の促進を図っている。

経済界においても自発的なプログラムとして平成22年に「生物多様性民間参画パートナーシップ」が設立され、情報共有や事業者会員の取組状況等の把握が行われており、参加団体数は平成24年度の457企業・団体から平成27年度には467企業・団体になり、着実に増加している。これらの結果、事業者会員のうち経営理念・方針や環境方針などに生物多様性保全の概念が盛り込まれている割合は平成22年の50%から平成26年には93%に上昇するなど、事業者の意識・取組の向上が確認されている。

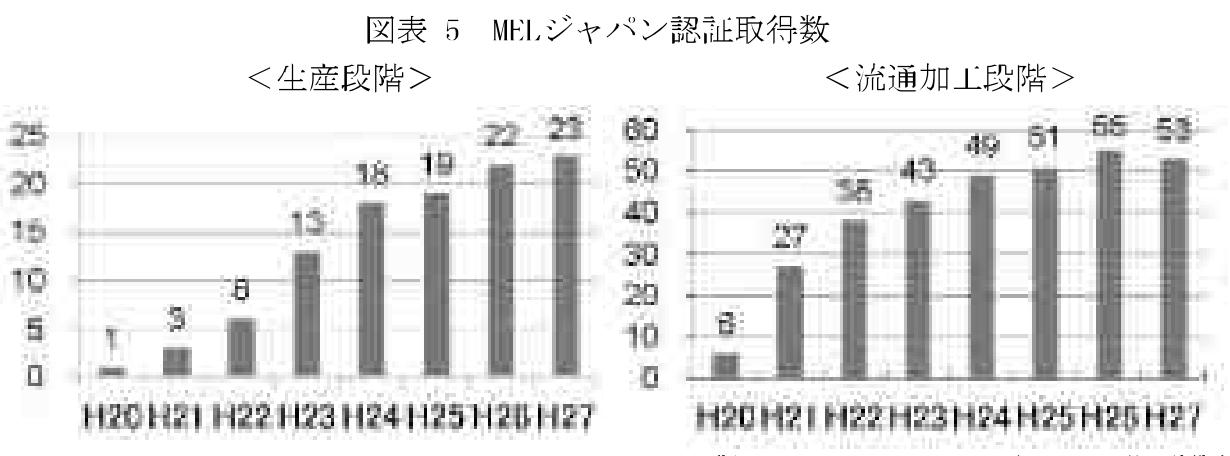
図表4 生物多様性民間参画パートナーシップの参加団体数



出典) 経団連自然保護協議会「生物多様性民間参画バー・トナーシップ事務局資料」

また、国際的には自然環境を国民の生活や企業の経営基盤を支える重要な資本の一つとしてとらえる「自然資本」という考え方が注目されている。平成24年(2012年)6月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「国連持続可能な会議(リオ+20)」では、世界銀行が、自然資本の価値を国や企業の会計制度に入れることを目標とした「50:50キャンペーン」をリオ+20の場で発表し、多くの国や企業からの支持を得た。また、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEPFI)は、金融機関が自然資本の考え方を金融商品やサービスの中に取り入れていくという約束を示した「自然資本宣言」を提唱し、多くの金融機関が署名した。我が国の金融機関でも自然資本を含む環境に対する企業の取組を評価プロセスに組み込んだ融資が行われ始めている。

事業者の取組を促進するためには、消費者が生物多様性に配慮した商品等を選択するよう促すことも重要である。環境ラベル等を活用し、生物多様性に配慮した商品であることを示すことで消費者にとっての付加価値が生まれ、生物多様性の保全と経済の好循環が生まれる。消費者へのアプローチとしては、生きもののマークや水産エコラベルなどにより材料調達や製造過程等において環境配慮がなされた商品や合法な商品を明確に示すことのできる仕組みを推進し、これらの環境ラベルについて消費者である国民に対し普及啓発を行っている。この結果、これらのラベルの認証取得数等は着実に増加しているが、総数はまだ少ないので現状である。



生物多様性の保全を図るためにには、開発事業の実施に当たって、あらかじめ環境への影響について調査・予測・評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適切に配慮することが重要であることを踏まえ、生物多様性基本法第25条では、生物多様性に影響を及ぼすおそれのある事業において適正な配慮がなされるよう国が必要な措置を講ずるべきことを定めている。環境影響評価法が平成11年に施行されて以来、同法に定める手続きを通じて大規模な開発事業の実施に際して生物多様性への配慮が行われてきたが、生物多様性基本法の成立などを踏まえ、平成25年4月からは、環境影響評価法が改正され、従来よりも事業計画の早期の段階である事業の位置・規模等の検討段階において、環境配慮を検討する配慮書手続きが導入された。

このほか、持続的利用を促進する取組として、生態系サービスの受益者となる事業者や消費者等がそのサービスを受ける対価として生態系保全の費用を負担する生態系サービスへの支払い制度（PES：Payment for Ecosystem Services）がある。類似の仕組みである森林環境税等を導入している都道府県は7割（35/47）を超えている。

## 取組状況

### <取組の方向性・枠組みの提示>

#### 【生物多様性地域戦略の策定推進】（環境省）

地域の特性に応じた生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に資する取組が進むよう、手引きの作成・配布や支援事業により、地域戦略の策定を支援している。

平成28年3月時点で生物多様性地域戦略を策定している地方自治体は、39都道県（全47都道府県の約83%）、15政令指定都市（全20市の75%）、51市区町村（全1,721市区町村の約3%）となっており、都道府県、政令指定都市では8割前後が策定済みとなっている。前回点検時（平成26年3月）からの伸び率は、都道府県で約26%（31→39都道府県）、市区町村約57%（44→69市区町村）である。平成27年3月には、奄美大島の5市町村が、全国で初めて共同で地域戦略を策定した。なお、策定の支援事業は、平成26年度に25年度からの継続事業のみ実施して終了した。

#### 【農林水産省生物多様性戦略に基づく生物多様性に配慮した施策の推進】（農林水産省）

農林水産業は、人間の生存に必要な食料や生活物資などを供給する必要不可欠な活動であるとともに、多くの生きものにとって、貴重な生息・生育環境の提供、特有の生態系の形成・維持など生物多様性に貢献することを踏まえ、生物多様性保全をより重視した農林水産施策を総合的に推進するため、「農林水産省生物多様性戦略」を策定している。平成24年にはCOP10の成果等を踏まえ同戦略の改正を行い、生物多様性保全をより重視した施策を総合的に展開している。

### <取組事例の紹介>

#### 【経済社会における生物多様性の主流化に向けた国内施策の調査・検討】（環境省）

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、国内外の先進的な取組事例の収集、情報発信や普及啓発を行うとともに、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討するもの。

平成 26 年度は、事業者や事業者団体等の先進的・模範的な取組事例を収集したほか、意見交換会においてビジネスセクターが目指すべき将来像や各主体に期待される取組例を取りまとめ、情報発信した。また、事業者の取組を促進する上で重要な役割を担う事業者団体を対象に、生物多様性に関する行動指針作成等を促進するための方策について検討を行った。

平成 27 年度は、事業者の民間参画を促進するためのシンポジウムを全国 3 地所で開催し、先進的な取組事例等の情報提供を行った。また、業界全体での取組の底上げを図るため、「生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者団体向け手引き（素案）」の作成、事業者団体向けのシンポジウムの開催、事業者団体の生物多様性に関する行動指針策定等の取組を促進するためのモデル事業を実施した。

## ＜基礎情報の提供＞

### 【自然環境調査・整備】（環境省）

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、自然環境保全基礎調査等によって、全国レベルにおいて様々な基礎的な調査を実施し、そこから得られた情報をデータベース化することで蓄積・管理している。

#### ○自然環境保全基礎調査

一般に「緑の国勢調査」と呼ばれ、陸域、陸水域、海域の各々の領域について国土全体の状況を把握し、自然環境保全法の施策を推進するための基礎資料とすることをねらいとして昭和 48 年度より実施している。

#### ○植生調査

平成 11 年度より、従来の 5 万分の 1 植生図からより精度を上げた 2 万 5 千分の 1 植生図への全面改訂に着手している。平成 27 年度は国土の約 4% 分の整備を完了した。平成 28 年度は、国土の約 3% 分を整備し、これによって全国の 80% の地域の整備が完了する予定である。

#### ○沿岸域変化状況等調査

平成 22 年度から泥浜・砂浜の変化状況等を把握することを目的として実施している。平成 26 年度は約 650 km、平成 27 年度は約 360 km の海岸域を調査し、全国の海岸のうち約 84% を終了した。

#### ○いきものログ

全国の多様な主体に散在する生物多様性情報をそれぞれが登録し、データベース化してインターネット上で共有・公開するシステムである。データベースを検索・閲覧出来るほか、市民参加型調査を実施する機能も備えている。

平成 25 年 10 月より供用を開始し、現在までに環境省や地方公共団体、研究機関などが管理している約 630 万件の生物多様性情報が登録、データベース化され、これらはインターネット上で検索、閲覧ができる。また、「しおかぜ自然環境調査」など

の市民参加型調査を実施した。

#### ○重要生態系監視地域モニタリング推進事業（モニタリングサイト1000）

全国の多様な生態系にある約1000箇所の調査サイトにおいて、生態系の指標となる動植物や基礎的な環境の情報を100年以上の長期にわたって蓄積することにより、生態系の劣化を早期に捉え、適切な自然環境保全施策に資することを目的として、平成15年度から実施してきた調査。

10の生態系タイプで調査サイトを設置し、調査を継続している。これまで、シギ・チドリ類調査（142サイト）ではシロチドリ等の減少傾向、里地調査（191サイト）ではノウサギ、テン等の減少傾向や外来種の分布拡大、ガンカモ類調査（80サイト）ではシジュウカラガン等の増加傾向、高山帯調査（5サイト）ではハイマツ年枝伸長量の増加傾向を検出する等、生態系の変化に係る情報が蓄積されつつある。得られた知見は隨時ウェブサイト等を通じ公表するとともに、行政施策への活用促進等を目的として生態系毎に5年に一度のとりまとめを行っている（直近では、平成25-26年度に全分野でとりまとめ・公表済）。

#### ○鳥類標識調査

鳥類の渡りの実態や寿命等の生態を解明することを目的として、鳥類に足輪等の標識を装着し放鳥することで個体識別を行い、再捕獲等による個体の確認情報を記録する調査。わが国では1924年に開始され90年以上にわたって実施しており、長期間のデータの蓄積が進んでいる。

1961年以降に標識放鳥された鳥の数は2014年に545万羽を超えた。平成26年は15万羽程度を放鳥した。長期間にわたって蓄積されたデータは渡りの実態や生態の解析などに用いられ、外来鳥類の分布状況の解析等にも活用されている。

### 【生物多様性情報の提供】（環境省）

我が国の生物多様性の保全を積極的に推進し、世界の生物多様性の保全に貢献することを目的に、生物多様性センターにおいて収集され蓄積・管理されている情報をデータベース化し、広く提供している。

#### ○生物多様性情報システム（J-IBIS）

J-IBISは、我が国の生物多様性や自然環境に関する情報を収集し、広く提供するためのシステムであり、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の成果、また調査成果等のGISデータを提供しており、生物多様性や自然環境に関する総合データベースとして活用されている。平成26年度は、GISデータの提供をより一層進めた。また、機能強化を図った次世代システムの設計を行った。平成27年度は次世代システムに移行し、他システムとのサーバの統合を行うとともに、WebGIS等情報提供機能の強化を行った。

#### ○インターネット自然研究所

全国各地の様々な自然情報を幅広く提供し、生物多様性保全活動に対する理解を増進させ、関心を喚起させることを目的として公開しているシステムである。自然環境学習の教材としても利用できる。平成26年度は、ライブカメラの増設など、コンテンツの充実を進めた。平成27年度はコンテンツの充実及びユーザビリティの向上

を行った。

#### ＜消費者としての国民の消費行動の転換＞

##### 【生物多様性に対する国民理解の増進】（農林水産省）

生物多様性に対する国民理解の増進のため、生物多様性に配慮した農林水産物であることをあらわす「生きもののマーク」の活用などを通じて国民の理解を促進するとともに、我が国の農林水産業の生物多様性保全への貢献を国内外に発信している。「生きもののマーク」の取組について、その事例や活動を実践する際の要点をまとめた「生きもののマークガイドブック」の配布等を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進している。

##### 【水産エコラベルの普及促進】（農林水産省）

生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲された水産物であることを表す水産エコラベルについて、水産白書や消費者向けのパンフレット等を通じた普及促進を行っている。

#### ＜生物多様性及び生態系サービスの価値を踏まえた取組の推進＞

##### 【生物多様性保全の経済価値等を踏まえた農林水産業者等の活動支援】（農林水産省）

（重点検討項目①a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

##### 【持続的な投資が促進される市場形成に向けた環境不動産の普及促進への取組】（国土交通省）

（重点検討項目①a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

##### 【都市の生物多様性指標の策定】（国土交通省）

（重点検討項目①a の該当施策の再掲のため、内容は省略）

#### c) 広報・教育・普及啓発や生物多様性に配慮した製品などの普及等による個人のライフスタイルの転換に向けた取組

##### 現状

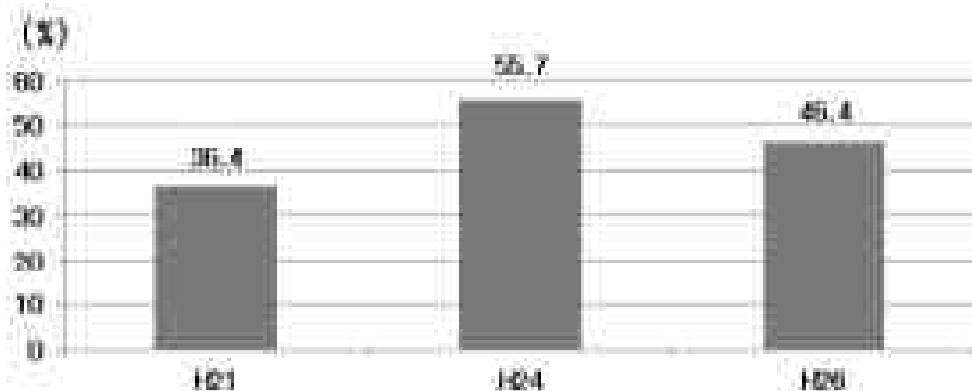
私たちの日常の暮らしは生物多様性が生み出す生態系サービスに支えられており、私たちの行動と選択が、生物多様性の保全にも、損失にもつながる。このため、生物多様性の主流化には私たちが日常の暮らしや社会全体で生物多様性について考えたり、意識したり、行動へと移していくことが重要である。

このため、「国連生物多様性の 10 年日本委員会」(UNDB-J) を通じて各主体間の連携した取組を推進するとともに、「たべよう」、「ふれよう」、「つたえよう」、「まもろう」、「えらぼう」の生物多様性を守るために 5 つの行動を呼びかけるなど、広報・普及啓発のための取組を推進している。また、学校教育や公民館等の社会教育

施設、河川、都市公園等における教育・学習・ふれあい体験等を推進している。加えて、「いきものログ」で行っているような市民参加型の調査も普及啓発に資する取組である。これらの取組を通じて、国民のライフスタイルの転換の提案等を行い、生物多様性の社会全体への主流化を図っている。

内閣府が実施した世論調査によると、「生物多様性」の言葉の認識度は平成22年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10を契機に大きく増加した（平成21年度36.4%→平成24年55.7%）が、平成26年7月の調査では46.4%となっており、減少傾向にある。なお、環境省が実施したウェブ調査（平成19～27年度）においても同様の傾向にある。

図表6 「生物多様性」の言葉の認識度（内閣府世論調査）



出典) 内閣府「世論調査報告書平成26年7月調査『環境問題に関する世論調査』」

図表7 生物多様性認識度等調査経年比較結果（環境省ウェブ調査）



出典) 環境省「平成27年度生物多様性認知度等調査業務報告書」

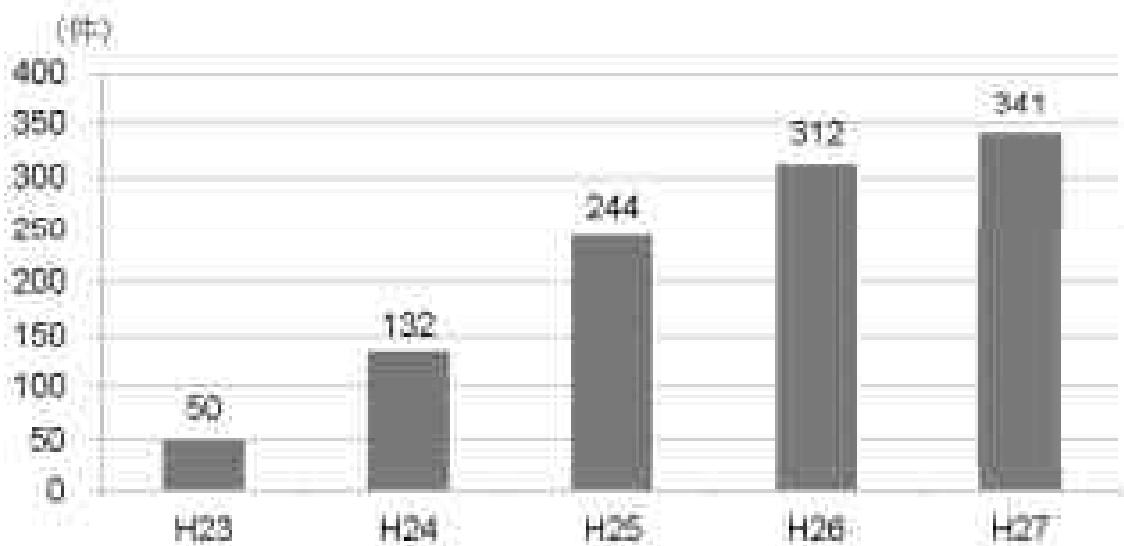
平成26年度に実施した内閣府世論調査においては、生物多様性に配慮したライフスタイルとして行いたい取組（複数選択可能）として、約37%の人が「環境に配慮

した商品を優先的に購入する」を選んでおり、我が国において消費活動により生物多様性の保全に貢献することに関心を有する消費者は一定程度存在していると言える。こうした関心をもつ消費者に対し、引き続き積極的な情報提供を行うことにより、生物多様性や環境全般に対する意識が高い「賢い消費者（スマートコンシューマー）」の育成を図ることを通じて、事業者による生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を一層促進していくことが重要である。

消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組みとして、環境に配慮した商品やサービスに付与される環境認証制度がある。こうした社会経済的な取組を奨励し、多くの人々が生物多様性の保全と持続可能な利用にかかわることのできる仕組みを拡大していくことが必要である。このため、環境認証制度やそれらを取り扱う事業者、生物多様性の保全に熱心な事業者等の情報、業種ごとの事業活動と生物多様性の関わりなどをウェブサイトで積極的に情報提供している。

また、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）は「愛知目標」の実現に向け、国民や民間団体が自分達ができるプロジェクトを宣言して参加する「にじゅうまるプロジェクト」を実施している。同プロジェクトの参加件数は、プロジェクトを開始した平成23年度の50件から平成27年度には341件に大幅に増加しており、国民や民間団体における生物多様性保全に向けた主体的な取組が推進されているといえる。

図表8 にじゅうまるプロジェクトへの登録数



出典) 国際自然保護連合日本委員会「にじゅうまるプロジェクト事務局資料」

## 取組状況

### <広報・普及啓発>

#### 【地域連携保全活動の推進（「つなげよう森里川海プロジェクト」】（環境省）

地域における森里川海を豊かに保ち、その恵みを将来世代にひきつぐ取組を推進するとともに、これらの取組を国民全体で支える社会づくりを目指し、「つなげよう、

支えよう森里川海プロジェクト」を推進している。

平成 26 年 12 月プロジェクトチームを立ち上げ、平成 27 年 6 月にはプロジェクト推進に向けた基本的な考え方と対策の方向性を示した「中間とりまとめ」を発表した。これを受け、公開シンポジウムを開催したほか、森里川海を支えることの必要性について、国民各層の認知・理解・共感を得るとともに、森里川海に関する地域の課題や先進的な取組を共有するリレーフォーラムを全国約 50 箇所で開催、4,000 人を超える地域の方々が参加した。また、ウェブサイトやパンフレットを通した情報発信等も併せて行った。

### 【「国連生物多様性の 10 年」推進事業】（環境省）

国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011 年から 2020 年までの 10 年間を「国連生物多様性の 10 年（UNDB）」と定めている。これを受け、我が国では平成 23 年に愛知目標の実現に向け国内のあらゆるセクターや地域の参画・連携を推進することを目的として、国内の主要なセクターの参画を得た UNDB-J（国連生物多様性の 10 年日本委員会）を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、毎年定められるテーマに関する事業を実施・促進しているほか、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信している。平成 26 年度は、愛知県で全国ミーティングを開催したほか、全国 3 か所で地域セミナーを開催した。また、韓国で開催された生物多様性条約第 12 回締約国会議（COP12）において、生物多様性条約事務局と共同でイベントを開催し、UNDB-J の取組や我が国の施策を国際的に発信した。

平成 27 年度は、滋賀県で全国ミーティングを開催したほか、UNDB-J のこれまでの取組の成果と課題を中間評価としてとりまとめた。また、後半 5 年間の目標と具体的取組をまとめたロードマップ作成に向けて幅広く意見交換を実施した。平成 28 年度は、中間評価としてまとめた課題と今後の方向性をもとにロードマップを作成し、更なる取組の推進を図っていくこととしている。

### ＜教育・学習・ふれあい体験の推進＞

#### 【自然とのふれあいの推進】（環境省）

優れた自然環境を有する自然公園等をフィールドに、生物多様性保全についての普及啓発活動を推進し、日本の自然環境のすばらしさを PR するとともに、自然環境への理解を深め、自然とふれあうための情報を提供している。

##### ○自然とのふれあい関連行事の開催

国立公園等における自然体験活動を通じて、地域の自然に理解を示し、自然への畏敬の念及び動植物などの命の尊さや自然の恩恵に対する認識を持つよう、重点推進期間「みどりの月間（4 月 15 日～5 月 14 日）、自然に親しむ運動期間（7 月 21 日～8 月 20 日）、全国・自然歩道を歩こう月間（10 月 1 日～31 日）」を中心に広報による啓発を図るとともに、国民に自然とのふれあいの機会を広く提供している。重点推進期間中に実施した行事数は、平成 26 年度は 186 件、平成 27 年度は 148 件であった。

##### ○ウェブサイトにおける自然とのふれあい関連行事の掲載

より多くの国民に、自然とふれあう機会を提供できるよう、自然ふれあいイベント等に関する情報収集を行い、環境省「自然大好きクラブ」ウェブサイトでの情報発信を行っている。

ウェブサイトによる自然ふれあいイベントの情報提供は、平成 26 年度は 3,820 件、平成 27 年度は 5,724 件であった。

#### ○子どもパークレンジャーの実施

子どもの自然体験活動を促進するため、各地方環境事務所において「子どもパークレンジャー事業」を実施した。平成 26 年度は 515 名、平成 27 年度は 876 名の参加があった。

### **【都市公園等における環境教育・環境学習の推進】（国土交通省）**

生物多様性の保全の重要性に係わる認識を高めるため、その普及啓発活動等の場となる都市公園の整備を図っている。具体的には、利用者・地域・学校などと一緒にとなった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園等の整備を推進している。

### **【海辺の自然学校】（国土交通省）**

港湾の良好な自然環境を活かし、地域の自治体、教育機関、NPO 等と連携して児童や親子を対象に自然体験プログラムを開催している。自然体験プログラムの開催ノウハウを、地域の自治体、教育機関、NPO 等が蓄積することで、自ら実施できる体制を整備している。平成 26 年度は全国 20 箇所で 21 件の「海辺の自然学校」を開催した。平成 27 年度は全国 21 箇所で 22 件の「海辺の自然学校」を開催した。

### **【「子どもの水辺」再発見プロジェクトの推進】（国土交通省、文部科学省、環境省）**

子どもたちの川を活かした体験活動や環境学習の場を拡大し、また、地域の子どもたちの体験活動の充実を図るため、河川管理者、教育関係者、市民団体等から構成される協議会を設置し、地域が一体となって子どもが水辺に親しめる場・機会を推進している。

「子どもの水辺」登録箇所は平成 26 年度末現在 300 箇所、平成 27 年度末現在で 302 箇所となっている。

また、文部科学省のメールマガジンによる情報配信により学校関係者への情報提供の強化を図っている。

### **【環境教育の実践普及（環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業／環境教育に関する実践発表会／環境教育リーダー研修基礎講座）】（文部科学省、環境省）**

環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図っている。

#### ○環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）事業

米国が提唱する GLOBE への参加。平成 27 年度は 15 校を GLOBE 協力校に指定した。

#### ○環境教育リーダー研修基礎講座

環境教育に携わる指導者の養成のため、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催している。平成 27 年度は 5 回開催した。

#### ○環境教育に関する実践発表会

全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行っている。

#### **【公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム】（文部科学省）**

地域における様々な現代的課題の解決を図るために、地域の社会的資源であり、教育や福祉の増進、地域産業振興など「人づくり」に大きな役割を果たしてきた公民館等の社会教育施設の活性化を通して、地域の人的資源や物的資源の発掘による地域力再生のための実証を伴う先進的支援プログラムの開発を委託実施するもの。

事業は平成 25 年度から開始し、平成 26 年度は 95 団体（継続 83 団体、新規 12 団体）と委託契約を締結し、事業を実施した。公民館関係者等関係団体間の連携強化につながったほか、公民館が ESD の視点で活動を見直す契機となった。なお、本事業は公開プロセス等の結果等も踏まえ、平成 26 年度をもって廃止した。

#### **【環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業】（文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）**

環境を考慮した学校施設（エコスクール）を普及・啓発するため、文部科学省が農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して、パイロット・モデル事業を実施した。具体的には、内装の木質化については農林水産省と、太陽光発電及び熱利用設備等については経済産業省と、建築物の省 CO<sub>2</sub> 化については国土交通省とそれぞれ協力しつつ、環境教育の教材として活用できる環境を考慮した学校施設の整備に対し国庫補助を行った。本事業は平成 9 年に開始し、平成 26 年度は 80 校を、平成 27 年度は 47 校をモデル校として認定（H28.3 月現在、計 1,611 校）。

#### <市民参加型調査の実施>

#### **【生物多様性情報の提供】（環境省）**

#### ○いきものログ

（重点検討項目①b の該当施策の再掲のため、内容は省略）

#### <消費者の行動を生物多様性に配慮したものに転換するための仕組み>

#### **【生物多様性に対する国民理解の増進】（農林水産省）**

（重点検討項目①b の該当施策の再掲のため、内容は省略）

#### **【水産エコラベルの普及促進】（農林水産省）**

（重点検討項目①b の該当施策の再掲のため、内容は省略）

## 今後の課題

- 国民の自然に対する関心と「生物多様性」の認識度は COP10 開催前に比べ依然として高い状況であるが、現状では自然に対する興味や理解が各セクターにおける主体的な行動に十分に結びついているとはいえない。生物多様性の損失が安全で快適な生活の基盤を脅かす身近な問題であると感じてもらい、ひとりひとりの主体的な取組を促すため、日常の暮らしと生物多様性との関係性と生物多様性を守るための具体的な行動をわかりやすく伝えることが必要である。このため、国や UNDB-J 等による広報・普及啓発、自然とのふれあい体験の充実、環境配慮型商品の普及等による国民のライフスタイルの転換に向けた取組等を通じて生物多様性の社会における主流化を継続して進めていく必要がある。
- 生物多様性及び生態系サービスの価値評価の取組は多くの事例が蓄積されてきているが、政策決定、企業の経営、消費者の商品選択等の意思決定に組み込まれため、具体的な政策への活用に向けた方策検討と、必要なデータの整備や評価手法の技術的な向上を図る必要がある。また、個々の政策目的に応じて実施されているこれらの経済価値評価等の取組について情報を共有し、可能な場合には横断的な取組を検討することが必要である。更に、生物多様性や生態系サービスが経済社会に及ぼす影響等相互の関連性の分析や、自然資本会計に関する国内外の事例を収集など、より充実した評価に取り組むことが必要である。
- 地方自治体の地域戦略の策定推進や、事業者の意識・取組の向上が確認されているが、更により多くの主体に生物多様性保全に直接かかわってもらうことが必要である。今後は、より具体的に地方自治体の政策決定や事業者の経営判断への統合に資するための取組を検討し、推進することが必要である。
- 生物多様性政策の推進にあたっては、基礎となる自然環境の情報の収集と蓄積が極めて重要である。我が国では自然環境保全基礎調査等によって、全国レベルの様々な情報が蓄積・管理されているが、浅海域など新しい調査ができていない生態系もある。自然環境データの充実、継続的な更新・速報性の向上を進めていくことが必要である。